

< 補足事項 >

1. 書面審議の開催について

川西市建築審査会条例第6条の規定に基づき、会長が定めるところにより、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面による開催としたものである。

2. 審議日程等

資料送付：令和2年5月1日（金）

質疑回答期間：令和2年5月1日（金）から令和2年5月18日（月）まで

同意日：令和2年5月27日（水）

3. 議案の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（長屋1件）について、事務局からの資料の掲示及び説明を受け、審議を行った。

4. 審議内容

別紙のとおり

審 議 内 容

質疑・意見等		回 答	
委 員	本件は、敷地に長屋と駐輪場が計画されており、駐輪場北側と長屋西側に空地が確認されます。この空地はどのように利用されるのかがわかれば教えてください。特に、駐輪場北側の空地は、安全上、通路としてしっかりと担保されるということでしょうか。	事務局	駐輪場北側については、長屋へのアプローチとなるため、空地が担保されています。また、長屋西側については、敷地の高低差(駐輪場と長屋との間に70cm程度の高低差あり)を処理するための階段及びスロープが計画されており、通行の障害となるものは建築されません。